

# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の見直しと延長

## 背景・目的

物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、災害の多発化等に直面する世の中で、高齢者世代から子育て世代への教育資金の移転・早期確保を確実なものとし、子育て世代の教育費に関する不安を解消しつつ、教育訓練等への支出を促進することで、少子化対策及び多様で層の厚い人材育成に資する制度である。

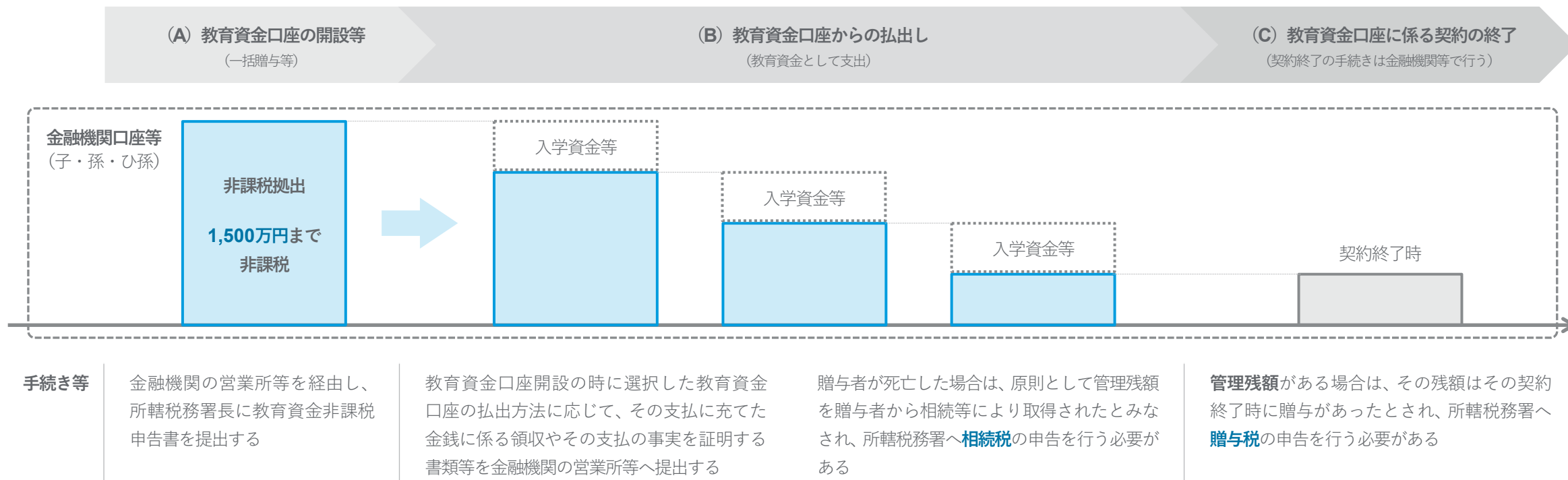
## 税制措置の内容

節税利用に繋がらないよう、一定の条件の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日までから令和8年3月31日まで、3年間延長される。（詳細は次ページ）次の期限の到来時に、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の在り方について改めて検討すると大綱に記載があるため、今回の運用の結果次第で、更なる制度の取締りや廃止の可能性がある。

# 税制措置の詳細・イメージ

※本改正箇所は青文字で記載

- ① 30歳未満の受贈者（子・孫等）が、金融機関等の教育資金管理契約に基づいて、直系尊属の贈与者から受贈者名義の専用口座に教育資金（信託受益権又は金銭等）を一括して取得した場合、1,500万円までを限度に、教育資金非課税申告書の提出により受贈者の贈与税が非課税となる。（A）
- ② 贈与者の死亡時は、一定の条件を除き、原則として、教育資金の管理残高（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額）を**相続税**の課税対象とする。（B）
- ③ 受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合は、使い切れなかった教育資金の残額については贈与税の対象とはならず、受贈者の相続財産となる。（B）
- ④ 贈与者が生存中に、受贈者が30歳に達する等、教育資金管理契約が終了した場合における教育資金の残額については、贈与税の課税対象とする。（C）



## 現行・改正案の比較

	現行	改正案
贈与者死亡時の 残額に対する 相続税の課税対象	受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合	受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外 ただし、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格が5億円を超える場合は、 当該残額が課税対象となる。令和5年4月1日以降に取得する信託受益権等 に係る相続税について適用する。 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
契約終了時の残額 に対する贈与税率	受贈者が30歳到達した場合等により、教育資金が契約終了した時に残額 がある場合、残額が贈与税の課税対象となり、計算上、受贈者の年齢が18 歳以上の場合は特例税率、18歳未満の場合は一般税率を使用する。	受贈者が30歳到達時等により、教育資金が契約終了した時に残額がある 場合、残額が贈与税の課税対象となり、計算上、 <u>受贈者の年齢に関わらず</u> <u>一般税率</u> を使用する。